



農業委員会だより

発行日／平成31年1月1日 編集と発行／大和町農業委員会 大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1
☎022(345)1119／メールアドレス nogyo@town.taiwa.miagi.jp



活力のある
農業・農村を
めざして

農地のやつかけい者を 御用だ!

近年、農地を荒らすイノシシが増え、農家の皆さんを困らせています。適切な対策を講じても被害が減らず、罠の設置が可能な場所であれば、大和町鳥獣被害対策実施隊が罠を使って加害個体を捕獲しています。（関連記事5P）

●主な内容●

- * ご挨拶 2P
- * 農業委員会の活動概要 3P
- * 農地の売買、貸借、転用は
許可を受けてから 4P
- * 特集
有害鳥獣から農地を守ろう! 5P
- * 農業者年金加入者募集 6P



新年のご挨拶

大和町農業委員会 会長

文屋 芳光

新年あけましておめでとうございます。皆様にはご健勝にて輝かしい新年を迎えたことと謹んでお慶び申し上げます。

昨年は、平成30年7月豪雨をはじめ、北海道胆振東部地震、強い勢力を保つたまま上陸する台風など大規模な自然災害が複数発生し、国内に甚大な被害をもたらしました。

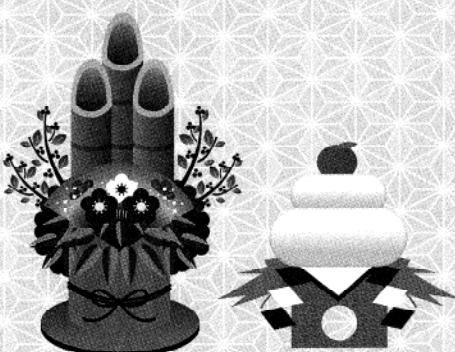
被害に遭われました方々には心からお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を心から願っております。

さて、国際貿易交渉を見ますと、アメリカがTPP（環太平洋経済連携協定）から脱退しまして、その後の動向が気がかりでしたが、アメリカを除いた11カ国に

よるTPP11が新たな協定として大筋合意し、EPA（経済連携協定）七年明けには発効する見込みとなりました。

アメリカとは、新たにT A G（物品貿易協定）の交渉に入ることで合意しましたが、どのような内容になるのか今後注視していくかなければならぬと考えております。

最後になりますが、今後もより一層のご支援とご協力を心からお願い申し上げますとともに、皆様のご多幸を祈念し挨拶といたします。



担当地区委員紹介

委員会では、担当地区委員を決めて活動を行っています。
農地・農政全般について、お気軽にご相談ください。

地区	農業委員		農地利用最適化推進委員		担当地区				
	吉岡	三浦ひろ子	佐藤多	柴崎	志田町	吉岡南3区	吉岡まほろば		
	布川敬子	小林博志	上町	中町	下町	城内3区			
宮床	熊谷千香子	石垣敏行	難波	山田	向原				
	赤間良一	井伊勝志	荒井	前河原	石倉				
	鶴巣	赤坂隆一	中野	新小路					
吉田	鶴橋福司淳	高橋久	麓上	金取南	金取北	沢渡			
		小川弘吉	八志田	反町上	反町中	反町下			
		鶴橋祥幸	麓下	峰	清水	高田			
落合	佐藤和彦光	板宮悦夫	下草	北目	砂金沢	大崎			
		遠藤裕壽	幕柳	大田	山田	小鶴沢			
		千葉太悦	鳥屋	大平上	大平中	大平下			
	高鈴平木俊次彥男	佐々木宏一	舞野上	舞野下	蒜袋	相川上			
		谷田榮子	相川下	桧和田上	桧和田下	三ヶ内上	三ヶ内下		
		高橋三江	報恩寺	松坂	大角				



農業委員会では、地域農業の推進のため、さまざまな委員会活動を行っています。その活動内容の一部をご紹介します。

委員会総会

毎月原則25日に総会を開催し、農地の売買、貸借、転用など皆様からの申請内容や、農地、農業に関する事項について、審議や協議を行っています。

農地（田・畑）および採草放牧地を住宅、車庫・駐車場、資材置場、工場・倉庫、店舗、道路・山林など、農地以外のものに用途を変更する」とです。資材置場、現場事務所、砂利採取場などとして一時的に利用する場合も転用となり、許可が必要です。

【農地の転用とは】

長く耕作していないため原野化した農地や無許可で転用している農地を見て回り、土地の所有者へ指導などを行ったほか、以前農地転用で許可を受けた了美ワイナリーの事業の進捗状況を確認しました。

農業委員会では、町内各地を巡回し、農地の利用状況を調査しています。

今年度も6、7月に行われた転作の現地確認に、農業委員・農地利用最適化推進委員が同行し、担当地区内の保全管理農地を中心に現状を確認しました。

また、8月の総会終了後には農業委員・農地利用最適化推進委員の全員で農地パトロールを実施しました。

農地調査および農地パトロール



了美ワイナリーを視察

女性農業委員の活動

県内の女性農業委員は、「みやぎアグリレディス21」という組織を立ち上げ、女性委員登用のための要請活動や研修会など、女性農業者の地位向上のための活動を行っています。

加しており、講演会での成功事例の紹介や他自治体の委員との意見交換、情報共有で見聞を広めています。

※大和町の女性委員登用数は、4人で全体の16・6%です。(県平均10・9%)



大崎市で行われた懇談会に参加

修会や懇談会に積極的に参

農地は、国民への食料供給の基盤であり、極めて公共性の高い貴重な資源です。

耕作が困難な場合なども草刈りの実施など、適正な管理をお願いいたします。

○申込方法

毎月4回金曜日
月額700円

○発行日

全国農業新聞は、農業者の「経営とくらし」に役立つ週刊の農業総合専門紙です。タイムリーなニュースや企画を農業者の目線から、週刊紙ならではの密度でお届けします。農家の思いを伝え、農業・農村の「未来」をともに考えます。



全国農業新聞を購読しよう!

農地は、農業だけではなく国民への食糧供給や国土・環境保全の基盤でもあり、地域の人々によって維持・管理されている公共性の高い、貴重な資源です。

農家個人の財産であるとともに、国家・国民の財産としての性質も持つので、優良農地の確保とその効率的な利用を図るために「農地法」という法律があります。たとえ自己所有農地であっても、売買、貸借、転用する際は、事前に「農地法」に基づく手続きが必要です。



◆ 農地の権利移転に関する手続きの概要 (申請前に必ず農業委員会にご相談ください)

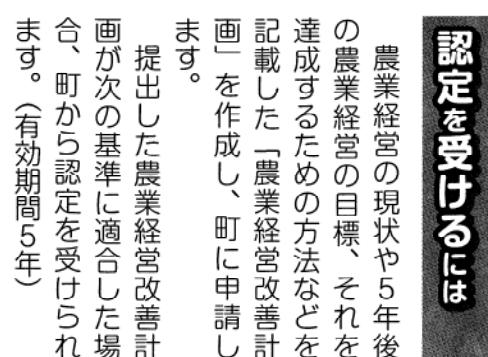
農地法	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者	備考
3条	農地を耕作目的で売買、貸借、贈与するとき	農地の所有者および権利の移転を受けるもの	市町村農業委員会会長	◆資産保有や投資目的による権利の取得または、権利を取得する人の耕作面積が申請地を含め、原則 50a以上ない場合は、許可されません。 ※後継者への農地の名義変更でも、この手続きが必要です。
4条	自分名義の農地を転用するとき	転用を行うもの（農地所有者）	都道府県知事（農地が 4 ha を超える場合は、農林水産大臣との協議が必要）	◆農地の場所によっては、転用が原則不許可となる場合もあります。 ◆市街化区域内の農地を転用する場合は、許可を要しません。ただし、事前に農業委員会へ届出が必要です。
5条	他人名義の農地を買ってあるいは借りて、転用するとき	農地の所有者および転用事業者		

※どんなに小さな面積でも許可が必要です。（全手続き共通）

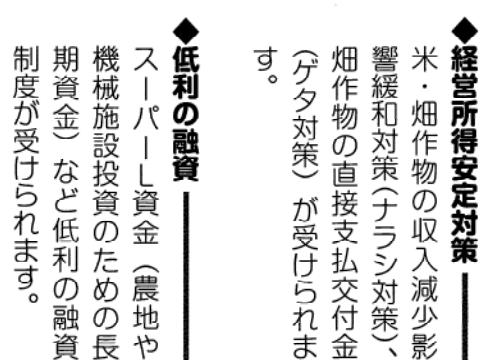
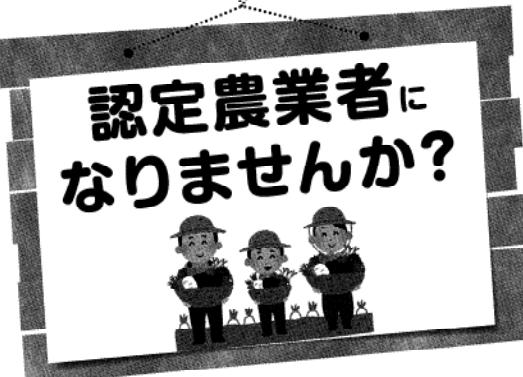
※相続などによって農地の権利を取得したときは、権利を取得したことを知ったときから、概ね10ヶ月以内に農業委員会に届出が必要です。（農地法第3条の3）

利用権設定の更新

利用権設定により賃貸借を結んでいた場合、存続期間の満了にあわせ更新手続きをする必要があります。手続きをしないと賃貸借が終了してしまうので、更新を希望する方は期間満了前に農業委員会事務局までお問い合わせください。

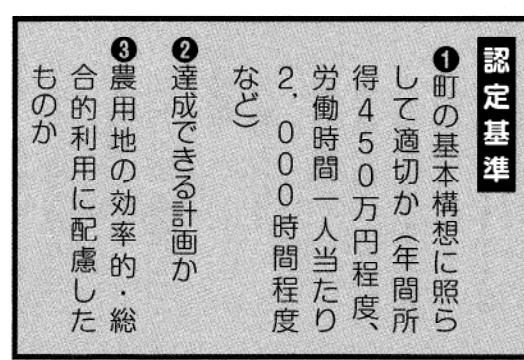


地域の担い手、プロの農業経営者として経営改善に取り組む農業者への支援制度です。



米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）が受けられます。

支援内容



提出した農業経営改善計画が次の基準に適合した場合、町から認定を受けられます。（有効期間5年）

特集

有害鳥獣から農地を守る!



田んぼに侵入したイノシシ

- ❖ 田んぼに侵入したイノシシ
- ❖ 嗅覚は犬並み
- ❖ 繩張り意識が低い
- ❖ 行動
- ❖ 本来は昼に行動する動物
 だが、人の影響の少ない夜間に行動する
- ❖ 通りなれたけものの道を往復する
- ❖ 記憶力が良く、侵入に成功した仲間の真似をする
 上を越えるよりも、下をくぐろうとする。幼獣は

近年、町内でイノシシやクマ、ハクビシンなどの有害鳥獣による被害が急増しています。

中でもイノシシは、農地での被害報告が非常に多く、捕獲頭数も年々増加しています。

ここではイノシシの生態や行動、基本的な対策についてお伝えします。

生態と行動

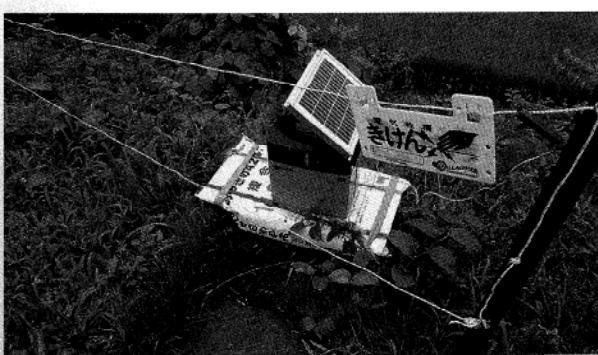
- ❖ 警戒心が強く臆病な性格
- ❖ 雑食でイモやタケノコ、稻穂などを好む
- ❖ 1回で4~5頭出産する
- ❖ 野生の寿命は6~10歳だが、5歳以上の個体は少ない

基本的な対策

イノシシに限らず、野生動物は「安全」で「エサ」のある環境を求めています。農地や宅地の周りにある茂みは格好の潜み場であり侵入路です。刈り払いを行い見通しを良くしましょ。工夫を置かないことも重要です。廃棄された農作物や管理者のいない果樹などの「被害にならない農作物」も、エサになり農地や人里に呼び込む大きな要因になります。



正しく柵設置



動物にあわせ電線の高さを決める



適切な対策を講じても、被害があさまらぬ場合、設置可能であれば大和町鳥獣被害対策実施隊が罠を設置しますが、農地を荒らす加害個体を捕獲しても、新たな加害個体が生まれる環境では意味がありません。

農地から遠ざけ加害個体を増やさない対策と捕獲をあわせた取り組みが必要です。

- ❖ 電線をイノシシにあつた高さ・間隔に設置する。(地面から20cmと40cmの2段)
- ❖ 漏電を防ぐため草を刈る
- ❖ アスファルトや乾いた土地の上は電気の抜けが悪いので設置しない。
- ❖ 湿った場所の方が電気の通りが良いのでアースを深く差す。

【設置のポイント】
○電線をイノシシにあつた高さ・間隔に設置する。

農業者年金

加入者募集中

農業者年金は、年間60日以上農業に従事している60歳未満の方で、国民年金第1号被保険者であれば、誰でも加入できます。

亡一時金として、ご遺族に支給されます。

少子高齢化時代に強い

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まるので、加入者・受給者の数に左右されるくらい年金です。

保険料は月額20,000円～67,000円の範囲で自由に決められ、必要に応じていつでも額を見直せます。

※詳しく述べ、大和町農業委員会、JAあさひな窓口、担当地区農業委員にお問い合わせください。

受給について

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。



農地利用最適化推進委員として



千葉 太悦

平成29年7月に委嘱を受けました。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳まで受け取れるはずだった金額を死

ず遊休農地化が進んでいる現実があります。

その一方で、第1種農地を中心とし、集落で有効利用がなされている所もたくさんあります。

今後、所有者・後継者への意向調査を進め、農地転用も含めた意思確認をし、遊休農地の発生防止・解消を図りたいと思っておりま

**申請書の締め切りは
毎月15日です**

なお、手続きなど詳しいことは、農業委員会までお尋ねください。

農業委員として



鈴木 次男

新しい担い手が不足して、高齢化がどんどん進む私達の農村社会への不安、こんな農業に明るい道標をあまり提案してくれない政策へが立ち止まってばかりもない。近づくの農地を見回つたり、生産組合の役員さんに会い問題や悩み事などを積極的に話し合う中で、農地集積の進展に微力ながら尽くし

報道でも、街中で人が襲われたり、調整池に迷い込んで捕獲された放映があつたが、動物愛護と害獣駆除という2面性が提起されていた。いずれにせよ山際での侵入対策は不可欠であり、急れば街中、海沿いにも出没、被害を被ることは時間の問題だ。

さて、今年の干支はイノシシ。表紙のイノシシはどうな面性が提起されていた。いずれにせよ山際での侵入対策は不可欠であり、急れば街中、海沿いにも出没、被害を被ることは時間の問題だ。

さて、今年の干支はイノシシ。表紙のイノシシはどうな面性が提起されていた。いずれにせよ山際での侵入対策は不可欠であり、急れば街中、海沿いにも出没、被害を被ることは時間の問題だ。

編集後記

高橋 淳

本号表紙のイノシシは、町内外において大暴れしている。特に山沿いに住居する人々にとって日々イノシシとの戦いの連続で、心身、経済面での負担は大である。